

幼児教育の無償化

令和元年10月からスタート

入園料・保育料 月額2万5,700円まで無償

- ・満3歳から5歳児クラス（小学校就学前）までの子どもが対象。
- ・入園料は入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象。

（算定のイメージ）

例）入園料3万円、保育料2万2,000円/月、12か月在籍
※ 入園料の算定 = 入園料 ÷ 年間在籍月数

入園料	保育料	無償化対象	実質負担額
2,500円 ※	2万2,000円	2万4,500円	0円

無償化の対象外

- ✓ 給食に係る費用（食材料費）※
- ✓ 通園送迎費用
- ✓ 行事費、保育用品費などの実費

※ 給食のうち、主食費（ごはん、パン）を除く副食費（おかず、おやつなど）については、年収が360万円未満相当世帯の子ども、全ての世帯の第3子以降の子ども（同一世帯内の小学校3年生から数えて）は免除。市役所から免除対象者に通知します。

預かり保育

月額1万1,300円まで無償

- ・共働き世帯の子どもなど保育の必要な3歳児クラスから5歳児クラス（小学校就学前）までの子どもが対象。
- ・利用日数に応じて月額の上限額は変動。（**450円×利用日数**）

※ 幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない（平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用も無償化の対象（月額1万1,300円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限）。

（上限額変動のイメージ）

預かり保育負担額(a)	利用日数(b)	上限額(c) 450円×(b)	給付額	
			無償化対象(a), (c)比較して少ない額	実質負担額
4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
9,500円	20日	9,000円	9,000円	500円

- ・市民税非課税世帯においては、満3歳になった日から最初の3月31日までの子どもについても対象（月額1万6,300円まで無償）

手続きについて

- ✓ 無償化の対象になるには、「認定申請書」の提出が必要です。
- ✓ 預かり保育の無償化の対象になるには、「保育の必要性」を証する書類の提出も必要です。
- ✓ 預かり保育の利用料、入園料は、ご負担いただいた後、利用実態に応じ給付される「償還払い」になります。償還払いを受けるには「請求書」の提出が必要。請求書の作成、提出時期は、後日園を通じてお伝えします。